

議 事 録 (要 旨)

平成30年6月29日(金)午後2時から福井市役所本館8階第8AB会議室において 6月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第15号議案	農用地利用集積計画の決定について	原案どおり可決
第16号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第17号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第18号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第19号議案	現況証明について	〃
第20号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第21号議案	農地・非農地判断について	〃
第22号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第14号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第15号報告	農地法第3条第1項の許可の取消の確認について
第16号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第17号報告	農地法施行規則第29条第1号の規定による転用の届出の確認について
第18号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第19号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第20号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第21号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第22号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第23号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明について

3 その他

出席委員 22名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川孚	
8番	加藤新市	
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	(参与)
14番	浅川健次	(参与)
15番	北定	
17番	田端秀雄	
18番	笠原英夫	
19番	池森幹夫	
20番	堀内敏正	
21番	廣部厚	(参与)
22番	山本清幸	
23番	吉田光範	

欠席委員 2名

16番	長谷川忠夫
24番	田村洋子

事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	大 谷 康 二
局 次 長	南 京 良 幸
課長補佐	高 間 紀 英
主 幹	猪 坂 朋 彦
主 査	小 林 恵 美
主 査	中 出 剛 史
主 事	富 平 一 博
主 事	藤 田 昌 稔

開 会 午後 2 時 0 0 分

(細江会長挨拶)

議 長
(1 0 番
細江会長)

それでは、ただ今から 6 月の定例会を開催いたします。
なお、長谷川委員、田村委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 1 8 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 1 2 番池田委員、1 3 番市村委員ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第 1 5 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 1 5 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 1 5 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 1 6 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 1 6 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 1 6 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 1 7 号議案「農地法第 4 条第 1 項の許可の申請について」
および第 1 8 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を一括し
て議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第 1 7 号議案および第 1 8 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当
番委員でありました 浅川参与から報告をお願いします。

1 4 番
浅川参与

(第 1 7 号議案および第 1 8 号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 1 7 号議案および第 1 8 号議案を、原案のとおり許可することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第 1 7 号議案の 2 番および第 1 8 号議案の案件は福井県農業会議
より許可相当とする意見答申がなされることを条件に許可することとしま
す。

続きまして、第 1 9 号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 1 9 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました浅川参与から報告をお願いいたします。

14番
浅川参与

(第19号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

5番
鈴木委員

資料 4の22ページを見ると昭和50年以前の倉庫、「以前」と書いてありますけれども、他の案件では「以前」ではなく何年建築と記載されています。この案件は建築年が確認できないということですか。

事務局

この案件の倉庫の建物年を確認できる建物登記事項証明書や固定資産税課税明細書などが無く、日本地図センターが発行しています昭和50年撮影の航空写真を証拠書類として提出していただきました。昭和50年時点には建物が建っていたことが確認できましたので、昭和50年以前という表現になっております。

15番
北委員

同じく資料 4の22ページですが、配置図の中で網掛けになっていない部分については、どのような状況なのですか。

事務局

配置図の中で網掛けになっていない部分については、登記地目が雑種地や宅地となっているため、本案件の対象地には入っておりません。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第19号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第20号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第20号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますのでその結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6 番
武澤会長
職務代理者

(第20号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第20号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第21号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第21号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますのでその結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6 番
武澤会長
職務代理者

(第21号議案 現況調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

3 番
伊藤委員

7番の案件で公衆用道路とありますが、ここは県道ですか。

11 番
北川委員

ここは県道の中ですね。

3 番
伊藤委員

県道であれば県土木などで所有権移転の手続きをしないのですか。

6 番
武澤会長
職務代理人

昔の道路だと、こういうのがたくさんあります。この案件の場合、農地を所有権移転する際に一部道路になっている箇所が判明した、ということです。

3 番
伊藤委員

非農地判断するのに何年以前からという基準はありますか。
捉え方としては、航空写真で確認する以前の問題なのですか。

事務局

非農地判断につきましては、農地法の違反転用状態にない箇所を対象としておりまして、公衆用道路でしたら農地法の許可がいらぬ案件となりますので、いつ頃から農地でなくなったという点については調査項目には当たりません。

議 長

他にございませんか。

2 1 番
廣部参与

この案件は相続に関係して出てきた案件ですか。

事務局

この申請があった経緯を説明させていただきますと、対象地の西側に畑があり、この畑を買う方が出てきまして、道路部分についても併せて所有権移転登記するという話になったので、非農地判断の申請が出てきた、ということです。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第 2 1 号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 2 2 号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 2 2 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当

番委員でありました浅川参与から報告をお願いします。

14番
浅川参与

(第22号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第22号議案を原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第14号報告ないし第23号報告を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第14号ないし第23号報告 説明)

議長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

11番
北川委員

議案書16ページに時効取得とありますが、どういうことですか。

事務局

時効取得につきましては民法上の規定によりまして、20年間以上占有していた場合に所有権を取得することができるという規定がございます。事務局で取得の手続きをとられたということでございます。

5番
鈴木委員

年数で20年以上ですか。

事務局

善意かつ無過失の場合10年という規定がありますが、農地の場合は20年以上占有していた場合になります。

8番

第16号報告で「農業委員会によるあっせん等の有無」という項目があり

加藤委員

ますが、「有り」というとどんなことがありますか。

事務局

「有り」の場合というと、例えば県外の方が相続した際、農地の管理が出来ないことなども考えられますので、そうした場合に農業委員会に誰か買ってくれる人などをあっせんしてほしいと希望されることがあります。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6番
武澤会長
職務代理者

本日ご審議いただきました議案でございますが、第15号議案から第22号議案について、すべて原案どおり許可または決定をいただきました。また、報告事項につきましては、第14号報告から第23号報告まで、すべて報告のとおり確認していただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、6月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時02分